# いずみ小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかであっても背景を十分調査し被害性に着目して判断し、対応する。軽微な案件はいじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、いじめとして校内で情報共有する。

#### 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1)教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子どもにも起こりうる, どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという 事実を踏まえ, 児童の尊厳が守られ, 児童をいじめに向かわせないための未然防止に,全て の教職員が取り組む。
- (3) ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (5) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域、関係機関等が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により 十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携を図るとともに、 平素から学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

## 2 学校いじめ対策組織

(1) 名称 学校いじめ対策委員会

# (2)組織の構成

校長, 教頭, 教務, 生徒指導主任, 養護教諭, スクールカウンセラー(SC), スクルーソーシャルワーカー(SSW)より構成する。 ※ただし, SC・SSWは随時参加できないことがある。

#### (3)役割

- ①学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ②児童や保護者、教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③いじめの情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④学校いじめ対策委員会を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

#### 3 教育相談体制

- (1) 教職員と児童及び保護者, さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童の個人情報に配慮するとともに、教職員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 個人懇談や定期的な教育相談週間・相談日等を設定するなど、児童はもとより、保護者も 気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談 窓口について広報・周知に努める。

#### 4 いじめに対する取組

## (1) いじめの未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない」という強い認識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に 徹底する。
- ・児童に対して、道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図る。
- ・教職員に対して、いじめ防止等のために、校内研修等による資質の向上を図る。

#### (2) いじめの早期発見

- ・児童に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査とその他必要な措置を講じる。
- ・いじめの疑いのある事案を把握した場合は、児童及び保護者に対する、相談体制を整備する。

## (3) いじめへの対応

- ①いじめを受けた児童等への対応
- ・いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた児童又はその保護者に 対する支援を行う。
- ・必要に応じて、いじめを受けた児童又はいじめを行った児童に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。
- ②いじめを行った児童への対応
- ・いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った児童に対する指導又は その保護者に対する助言を行う。
- ・いじめの原因をはっきりさせ、場合によってはSC、SSWに相談する。

#### ③保護者間での情報共有等

- ・いじめを受けた児童の保護者と、いじめを行った児童の保護者との間でトラブルが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。
- ④警察等の関連機関との連携
- ・いじめが犯罪行為と取り扱われるべきであるものと認めるときは、警察署と連携して対処するものとする。

## (4) 重大事態への対応

- ①いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席 することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市 教育委員会に報告するとともに、市教育委員会と連携して対処する。
- ②重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態対応フォロー図」(文科省)等を、 参考に迅速かつ丁寧な調査を行う。

#### (5) 家庭・地域社会との連携

- ①学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し,入学式始業式,参観日等で 児童,保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ②家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて教育委員会や児童相談所、警察等との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ P T A や地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

#### (6) いじめの解消状態

いじめの解消は次の2つの要件が満たされていることとする。ただし、再発の可能性を踏ま え、日常的に注意深く見守る。

- ①少なくとも3か月間を目安とする。いじめの被害の重大性等からより長い期間が必要である と判断される場合は、学校いじめ対策委員会において、より長期な期間を設定できる。
- ②いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないかどうかを学校いじめ対策委員会で、被害児童本人と保護者に面談等で確認する。

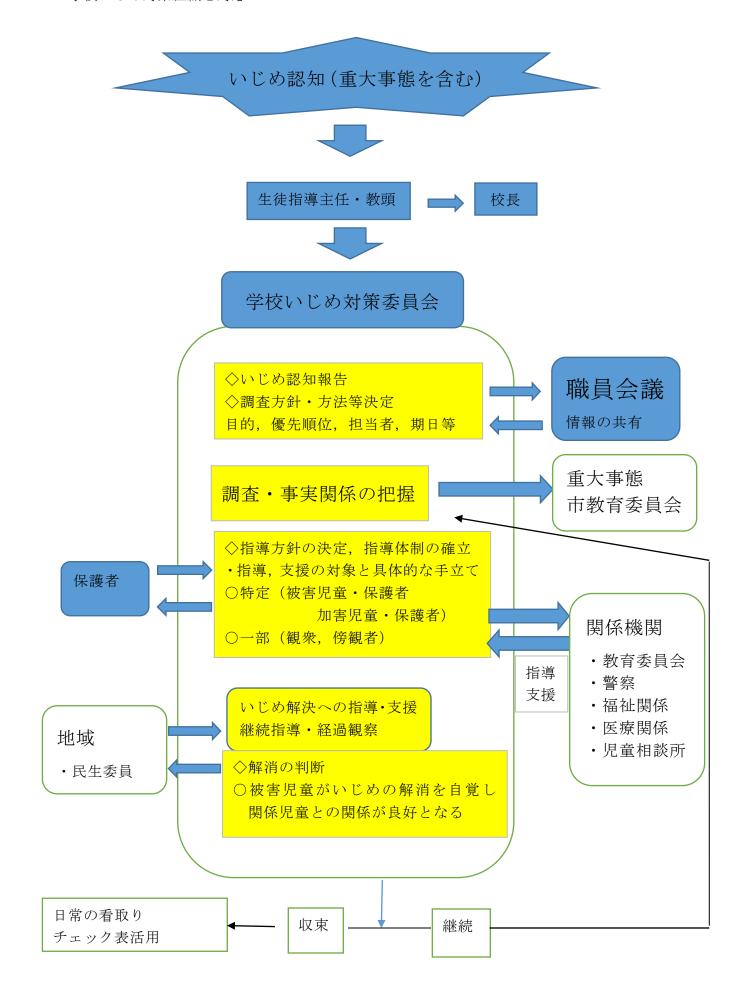
#### 5 校内研修

校内研修の計画を作成し、学校いじめ防止プログラム(別表)等をもとに、いじめを始めと する生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

- ①いじめ問題の理解について
- ②適切な事案対処について
- ③未然防止について

## 6 取り組みの評価

- (1) いじめ問題への取り組み等について、学校評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、学校評価の結果を踏まえ取組が適切に行われたか否か を検証する。
- (3) 期待するような結果が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や方法の見直しを行う。



# いずみ小学校いじめ防止プログラム

学校の取組

予防のための取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	〇学校いじめ対策委員会 ・学校いじめ対策委員会 ・学校いじめ対策委員会 ・児童、保護者への説明内容の検討 ○校内研修  ○児童に関わる学校間の情報 交流 ○児童理解に努める休み時間 」の有効活用 ・いじめの早期発見、対応(毎月)	〇学校、じめ対策委員会 ・6月教育相談月間の内容検討 及び準備  (〇スクールカウンセラーとの 連携・協力(通年) ・児童、保護者とのカウンセリングの 実施	〇学校いじめ対策委員会 ・6月教育相談月間、運営 ・アンケートの集計、分析  〇おしゃベリアンケートの実施  ・問題行動、不適応行動の発見	○学校、じめ対策委員会 ・夏休みに向けての生徒指導 →児童間トラブルを未然に防ぐ ・1学期の取組の点検・評価  ○いずみ小学校「いじめのサイン」 チェックリストの記入(学級担任)	○学校いじめ対策委員会 ・2学期の重点的な取組検討 ○校内研修  ○第1回学区研修会 ・中学校との連携 ・生徒指導上の課題の共有	〇学校いじめ対策委員会 ・2学期の重点的な取組検確認
児童	○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣  □ □ □ □ □ □ □ □ □ (○1年生を迎える会   □ ・新入生の学校に対する安心感の   □   □   □ □ □ □ □ □ □ □   □ □ □ □ □	〇小中交流活動(学区研) ・中学生の学習支援、交流集会	- = : = : = : = : = :	〇ネット安全教室の実施 (5年対象)		〇ハートフルタイムの実施 ・市スクールカウンセラーによる グループ相談(4・5・6年対象)
家庭•地域	〇参観日全体会での周知 ・学校、じめ防止基本方針 ・インターネット上のいじめの防止 に関わる啓発 「〇いじめに関わる情報収集」 (通年)	O学区内巡視	<ul><li>○学校評議員会</li><li>・学校いじめ防止基本方針等の 説明</li></ul>	<ul><li>○1学期の取組状況等についての公表・生徒指導だより</li><li>○個人面談の実施(学担)・家庭での実態把握</li></ul>	: 三 : 三 : 三 : 三 : 三 : 三 : 三 : 三 : 三 : 三	〇フリー参観日の実施 (全学級対象)

	46-		16-		l 0-	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	〇学校いじめ対策委員会 -11月教育相談月間の内容検討 及び準備	〇学校いじめ対策委員会 ・11月教育相談月間、運営 ・アンケートの集計、分析  〇第2回学区研修会 ・小中学校の情報交換  〇おしゃべりアンケートの実施 ・問題行動、不適応行動の発見 ・不適応児童への指導、援助 ・問題行動の早期発見、指導	○学校いじめ対策委員会 ・冬休みに向けての生徒指導 →児童間トラブルを未然に防ぐ ・2学期の取組の点検・評価	○学校いじめ対策委員会 -3 学期の取組検討 ○校内研修	〇学校いじめ対策委員会 ・次年度教育課程編成を受けての 次年度の取組案作成  〇いずみ小学校「いじめのサイン」 チェックリストの記入(学級担任)	○学校いじめ対策委員会 ・春休みに向けての生徒指導 →児童間トラブルを未然に防ぐ ・3学期及びの取組の点検・評価  ○いずみ小学校「いじめのサイン」 チェックリストの記入(学級担任)
児童	(〇学習発表会)  「・児童の日常の学習の成果の」 全体公開  「・ニューニーニーニーニー」 「〇こころの授業(5・6年対象)」 ・スクールカウンセラーによる」 「予防教育(5・6年対象)」		〇思春期教室(6年対象)			、
家庭-地域	= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	〇生活リズム調査 ・家庭の生活リズムの実態把握	〇2学期の取組状況等について の公表 ・参観日全体会 ・生徒指導だより		〇3学期の取組状況等について の公表 ・参観日全体会	〇3学期の取組状況等について の公表 ・生徒指導だより

# いずみ小学校いじめ防止・いじめ対処マニュアル

## 1 未然防止

いじめの問題について、「いじめが起こ らない学級・学校づくり」等、未然防止に 取り組むことが最も重要である。そのため には、「いじめは、どの学級にも起こり得 る」という認識をすべての教職員がもち、 好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て る「いじめを生まない土壌づくり」に取り 組む必要がある。児童・保護者の意識や背 景、地域・学校の特性等を把握したうえで、 年間を通した予防的、開放的な取り組みを 計画・実施する必要があるため、以下の点 に留意して「いじめ防止プログラムに」取 り組んでいく。

- ①生徒指導年間指導計画に基づく「楽しい 学級づくり」「望ましい人間関係づくり」 等の実施
- ②学校行事や児童会活動、日常の授業・学 校生活における成就感や自己有用感の 感得と児童相互による積極的な認め合 いの実施
- ③道徳教育における思いやりや自他の生 命の尊重、規範意識、情報モラル指導の 充実

## 2 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につなが る。早期発見のために、日頃から教職員と児童の信頼関係 の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大 人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを 認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじ めを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、すべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも 連携して情報を収集することが大切であり、またいじめの 兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、いじめを 背局的に認知し早期に適切な対応をすることも大切である ことから、以下の点に取り組んでいく。

- ①「いじめのサイン」チェックリストを活用した日常的な 観察
- ②定期的な「おしゃべりアンケート」の実施 (6月・11月)
- ③教育相談の充実(6月・11月)
- ④月ごとの「いずみっ子アンケート」の実施 (4月~~3月)
- ⑤定期職員会議でおける児童の情報交換 (月1回)
- ⑥家庭との連携の強化(個人面談、年4回の参観日、日常 連絡等)
- (7)「学校いじめ対策委員会」「緊急時の組織的対応」の確立
- ⑧家庭と連携した長期休業中の児童観察

## 3 対応の流れ

いじめ情報のキャッチ



※学校いじめ対策組織 を中心に速やかに 対応

- ○加害児童には、当該自動の人格に成長を旨とする教育的配慮の下、毅然 とした熊度で指導

教職員の理解

○被害児童の事情や心情を聞き取 り、記録。

○被害児童を徹底的に守る

- ○児童の状態に合わせた継続的な 支援。
- ●児童の生命または身体、財産に重大な損害が生 じる場合

→警察に相談・通報・連携 ※被害者の意向に配慮する

保護者の協力

- ○加害児童の事情や心情を聞き取 り、記録。
- ○再発防止に向けた適切な指導。
- ○児童の状態に応じた継続的な指 導及び支援。
- ◇いじめ解消の定義
- ①少なくとも3か月間を目安とする。
- ②いじめを受けた児童が,心身の苦痛を感じてい ないかどうかを学校いじめ対策委員会で,被害 児童本人と保護者に面談等で確認する。

関係機関と連携